

第 222 回 総 会

南 部 町 農 業 委 員 会 会 議 録

令和 5 年 12 月 15 日

南 部 町 農 業 委 員 会

222 回南部町農業委員会総会会議録

1. 開会年月日 令和 5 年 12 月 15 日（金） 午後 3 時 00 分

2. 閉会年月日 令和 5 年 12 月 15 日（金） 午後 3 時 37 分

3. 開催場所 南部町役場

4. 出席委員（16 人）

会長	4 番	中 村 文 男	
会長職務代理	9 番	川守田 雄 一	
委員	1 番	佐々木 正 義	2 番 石 橋 薫
	3 番	夏 坂 元一朗	5 番 夏 堀 健 一
	6 番	梅 内 道 子	7 番 山 田 憲 幸
	8 番	堀 内 重 男	10 番 佐々木 一 雄
	11 番	佐々木 徳 志	12 番 三 浦 恵美子
	13 番	赤 石 敏 文	14 番 高 橋 勝 敏
	15 番	河守田 雄 一	16 番 工 藤 信 仁

5. 欠席委員（0 人）

6. 会議書記

事務局長	野 月 正 治
総括主査	佐 藤 弓 孔
主査	宮 野 健 人

7. 会議日程

日程第 1	会議録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告
日程第 4	報告第 9 号 貸貸借、使用貸借合意解約書の受理について
日程第 5	報告第 10 号 農地法第 3 条の規定による許可の取消し願いの受理について
日程第 6	議案第 23 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 7	議案第 24 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について
日程第 8	議案第 25 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
日程第 9	議案第 26 号 令和 6 年農作業標準賃金・標準料金の設定について

事務局長 中村会長	出席予定の委員がおそろいですので、総会を開催したいと思います。 はじめに、始礼を行います。 ・起立 ・礼 ・直れ 農業委員会憲章の唱和を行います。 6 番 梅内 道子 委員の音頭で行います。 よろしくお願いします。 (全員、憲章を唱和)
中村会長 事務局長	ご着席ください。 ただいまから第 222 回南部町農業委員会総会を開会いたします。 はじめに、中村会長より、ごあいさつをお願いいたします。
中村会長 事務局長	「あいさつ」 本日、出席委員は 16 名中 16 名で、委員定数に達しておりますので、第 222 回総会は成立しております。 それでは、南部町農業委員会会議規則第 7 条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は中村会長をお願いいたします。 (午後 3 時 05 分)
議 長	それでは、これより議事に入ります。 本日の会議日程は、ご配布のとおりです。 日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、会議規則第 16 条第 1 項の規定により、議長が指名します。 6 番 梅内 道子 委員 13 番 赤石 敏文 委員を指名いたします。 次に、日程第 2 会期の決定を議題にします。 本総会の会期は、本日 1 日にしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	ご異議なしと認め、会期を本日 1 日に決定いたします。 次に、日程第 3 諸般の報告をします。 諸般の報告については、ご配布のとおりです。 朗読は省略します。 次に、日程第 4 報告第 9 号「賃貸借、使用貸借合意解約書の受理について」を報告します。 報告の説明を求めます。

佐藤 総括主査	佐藤 総括主査 報告第 9 号について、説明いたします。 農地法により賃貸借をした契約と農業経営基盤強化促進法により賃貸借、使用貸借をした契約について、貸付人と借受人の合意による解約書を受理したので報告するもので、9 件です。 農地の所在地、地目、面積、貸付人住所、氏名、農地中間管理機構及び借受人住所、氏名は報告書に記載のとおりです。 番号 1 番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は令和元年 12 月 12 日から令和 12 年 12 月 11 日まででした。 今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日は令和 5 年 11 月 20 日、土地の引渡しの時期は令和 5 年 11 月 21 日、合意解約の条件は「なし」であります。 番号 2 番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は令和 5 年 4 月 1 日から令和 15 年 3 月 31 日まででした。 今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日は令和 5 年 10 月 31 日、土地の引渡しの時期は令和 5 年 11 月 1 日、合意解約の条件は「なし」であります。 番号 3 番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は令和 3 年 10 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まででした。 今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日は令和 5 年 11 月 1 日、土地の引渡しの時期は令和 5 年 11 月 2 日、合意解約の条件は「なし」であります。 番号 4 番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まででした。 今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日は令和 5 年 11 月 1 日、土地の引渡しの時期は令和 5 年 11 月 2 日、合意解約の条件は「なし」であります。 番号 5 番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は令和 5 年 6 月 13 日から令和 15 年 6 月 12 日まででした。 今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日は令和 5 年 11 月 13 日、土地の引渡しの時期は令和 5 年 11 月 14 日、合意解約の条件は「なし」であります。 番号 6 番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は令和 5 年 6 月 13 日から令和 15 年 6 月 12 日まででした。 今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日は令和 5 年 11 月 13 日、土地の引渡しの時期は令和 5 年 11 月 14 日、合意解約の条件は「なし」であります。 番号 7 番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は令和 5 年 6 月 13 日から令和 15 年 6 月 12 日まででした。 今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日は令和 5 年 11 月 13 日、土地の引渡しの時期は令和 5 年 11 月 14 日、合意解約の条件は「なし」であります。 番号 8 番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は令和 4 年 11 月 10 日から令和 7 年 11 月 9 日まででした。 今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日は令和 5 年 11 月 21 日、土地の引
----------------	---

議 長	渡しの時期は令和 5 年 11 月 22 日、合意解約の条件は「なし」であります。 番号 9 番の合意解約の内容ですが、使用貸借の契約期間は令和 4 年 11 月 10 日から令和 7 年 11 月 9 日まででした。 今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日は令和 5 年 11 月 21 日、土地の引渡しの時期は令和 5 年 11 月 22 日、合意解約の条件は「なし」であります。 次に、日程第 5 報告第 10 号「農地法第 3 条の規定による許可の取消し願いの受理について」を報告いたします。 報告の説明を求めます。 佐藤総括主査
佐藤 総括主査	報告第 10 号について、説明いたします。 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可の取消し願いを受理したので報告するもので、1 件であります。 農地の所在地、地目、面積、所有者の氏名及び権利の設定を受ける者の住所・氏名は報告書に記載のとおりです。 番号 1 番の取消し理由は、許可後に当初取り決めた売買条件が変更になり、双方が合意できなくなったため、許可を取消しするものです。
議 長	次に、日程第 6 議案第 23 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 ここでは、農業委員 2 番石橋 薫委員の関係している事案が含まれていますので、農業委員会法第 24 条の規定に基づき、議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。 — 石橋委員退席 — (午後 3 時 13 分退席) 議案の説明を求めます。 佐藤 総括主査
佐藤 総括主査	議案第 23 号について、説明いたします。 農地法第 3 条の規定による許可申請は 2 件で、所有権の移転に関するものです。 調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。
議 長 梅内 調査員	農地調査の結果について、説明を求めます。 梅内 道子調査員 6 番 梅内から説明いたします。 去る 12 月 1 日、山路推進委員と南部町役場 2 階相談室において、議案第 23 号及び 24 号について、調査を行いましたので説明します。 議案第 23 号について、農地法第 3 条第 2 項に掲げる許可できない基準の各要件について、該当・非該当を調査しました。 農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人、譲受人の氏名・住所、経営面積、稼働人員は、議案書に記載のとおりです。

議 長	番号 1 番から 2 番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するため申請地を取得するものです。
	調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
議 長	以上で説明を終わります。
	議案第 23 号について、ご異議ありませんか。
議 長	(異議なしの声)
	ご異議なしと認めます。
議 長	よって、議案第 23 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。
	ここで、石橋 薫委員の入室を求めます。
議 長	— 石橋委員入室 —
	(午後 3 時 16 分着席)
議 長	次に、日程第 7 議案第 24 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。
	議案の説明を求めます。
佐藤 総括主査	佐藤 総括主査
	議案第 24 号について、説明いたします。
議 長	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請は 2 件で、所有権の移転と使用貸借に関するものです。
	なお、別紙資料に案内図及び配置図を添付しておりますので、参考にしてください。
議 長	調査内容については、農地調査員から説明していただきます。
	農地調査の結果について、説明を求めます。
梅内 調査員	梅内 道子調査員
	議案第 24 号について、農地法第 5 条第 2 項の各号に掲げる転用許可の基準に基づき、該当・非該当を調査しました。
議 長	農地の所在、地目、面積、申請人の氏名・住所は議案書に記載のとおりです。
	番号 1 番の申請理由は、譲受人が自己住宅を建築し、転居するため申請地を取得するものです。
議 長	番号 2 番の申請理由は、申請者が申請地を借り受けてプレハブ、資材置場、駐車場として利用するため転用するものです。
	調査の結果、転用内容は転用許可基準に照らし、許可相当と認められます。
議 長	以上で説明を終わります。
	農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。
議 長	佐藤 総括主査

佐藤 総括主査	議案第 24 号について、説明いたします。 番号 1 番の申請地の位置ですが、福地・福田地区で、南部町役場福地支所から南に約 340m の距離に位置し、申請地の北南側及び町道を挟んで東側は宅地、西側は農地となっています。 農地区分については、「上下水道の 2 種類が埋設されている道路の沿道の区域で、申請地からおおむね 500m 以内に 2 以上の教育施設又は公共施設のある区域」と認められることから、第 3 種農地と判断されます。 第 3 種農地の転用は、許可することができることから、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。 番号 2 番の申請地の位置ですが、南部・沖田面地区で、南部町役場南部支所から北に約 300m の距離に位置し、申請地の北西側及び南東側は宅地となっています。 農地区分については、「役場の周囲おおむね 300m 以内の区域」と認められることから、第 3 種農地と判断されます。 第 3 種農地の転用は、許可することができることから、転用目的は問題ないと考えます。 以上、補足説明を終わります。
議 長	議案第 24 号について、ご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第 24 号については、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付することに決定いたします。 次に、日程第 8 議案第 25 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。 ここでは、農業委員 2 番 石橋 薫委員の関係している事案が含まれていますので、農業委員会法第 24 条の規定に基づき、議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。 － 石橋委員退席 － (午後 3 時 21 分退席) 議案の説明を求めます。 佐藤 総括主査
佐藤 総括主査	議案第 25 号について、説明いたします。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による案件は、 36 件です。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項で規定する「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。

議 長	農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。 番号 2 番から番号 36 番は、名川第一工区内に上名久井から高瀬地区に向けてバイパス道路を新設する計画があるため、町道創設換地分にあたる約 5%を除いた面積での利用権となります。 特筆すべき事項として、実際の利用権設定面積を備考欄に記載しておりますので、そちらも併せてご覧ください。 番号 1 番の利用目的は田、期間は 10 年、使用貸借による権利設定です。 番号 2 番から番号 16 番の利用目的は田、期間は 6 年、使用貸借による権利設定です。 番号 17 番の利用目的は田、期間は 6 年、10a 当たりの賃借料は年額 4,979 円です。 番号 18 番から番号 25 番の利用目的は田、期間は 6 年、使用貸借による権利設定です。 番号 26 番から番号 36 番の利用目的は田、期間は 10 年、使用貸借による権利設定です。 以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。 議案第 25 号について、ご異議ありませんか。
	(異議なしの声) ご異議なしと認めます。 よって議案第 25 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定いたしました。
議 長	ここで、石橋 薫委員の入室を求めます。 － 石橋委員入室 － (午後 3 時 25 分着席)
	次に、日程 9 議案第 26 号 「令和 6 年農作業標準賃金・標準料金の設定について」を議題といたします。 議案の説明を求めます。 佐藤総括主査
佐藤 総括主査	議案第 26 号について、説明いたします。 今年 10 月に青森県最低賃金の改正が行われ、1 時間当たり 853 円から 45 円引き上げし、898 円となりました。 本委員会で設定している令和 5 年の標準額は 853 円で、青森県最低賃金より 45 円下回る額となることから、議案書に記載のとおり、令和 6 年の農作業標準賃金の額を改正するものです。 令和 6 年の標準賃金は、人力の部、りんご剪定以外田植え等が 6,900 円から 300 円引き上げし 7,200 円となります。 りんご剪定は 10,300 円から 500 円引き上げし、10,800 円となります。 また、割増料についてですが、田植え等、一般畑作業が 1,070 円から 60 円引き上げ

議 議 議	長	し、1,130 円となり、りんご剪定が 1,600 円から 90 円引き上げし 1,690 円となります。 機械作業による標準賃金については、稲刈コンバインが 10a 当たり 13,000 円から 1,000 円引き上げし、14,000 円になります。 稲刈コンバイン以外は据え置きとなります。 また、バインダーの実績があまりないため、削除してもよいのではないかと意見がありましたので、当町も検討していただいて、問題なければ削除したいと思います。 これらの価格については 11 月 20 日に当町、三戸町、田子町の 3 町で価格についての協議が行われ、3 町統一した価格となっております。 説明は以上です。 議案第 26 号について、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
	長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第 26 号 「令和 6 年農作業標準賃金・標準料金の設定について」は、原案のとおり決定いたしました。
	長	以上で、本日の日程は全部終了いたしました。 第 222 回南部町農業委員会総会を閉会いたします。 ごくろうさまでした。 (午後 3 時 37 分) 終礼を行います。 ・起立 ・礼 ・直れ ・着席

上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 5 年 12 月 15 日

南部町農業委員会会長.....

南部町農業委員会委員.....

南部町農業委員会委員.....